令 和 ７ 年 度　再 評 価 調 書

所　管　課	森林再生課
作成年月日	令和７年11月19日

事業番号	再３

事業区分	林道事業	事 業 名	林道開設事業
箇 所 名	林道猿沢北支線	施工位置	足柄下郡箱根町湯本茶屋　地内
事業概要（全体）	工期：令和２年度～令和10年度（９年間）	事業費	349百万円（負担率：国45%：県55%）
前回評価の結果	―	評価実施理由	事業着手後５年経過

事業計画等の概要

（１）事業目的

この事業は、県が土地所有者（箱根町、小田原市大窪財産区、小田原市早川財産区）と分収造林契約を結び造成した県営林（県行造林）の整備・管理に必要な林道を新たに開設することにより、森林施業の効率化を図り、森林の適正な整備を推進し、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図ることを目的としている。

（２）事業内容

工種名等	事業量（数量・延長等）
林道開設（全幅員3.0m）	1,350m

（３）事業計画策定の背景

ア　事業実施の根拠

森林・林業基本法第11条の規定に基づく「森林・林業基本計画」に則し、農林水産大臣が森林法第４条に基づき策定した全国森林計画を受け、都道府県知事が森林法第５条に基づき樹立した地域森林計画に位置付け、事業を実施する。

イ　計画時の状況

当該地域は、箱根外輪山白銀山の北東に広がる比較的緩やかな斜面に位置している。県は、大正８年（1919年）に土地所有者と80年間の分収造林契約を結び、当該地の原野や荒廃林地にスギやヒノキを植林し、以後、保育管理を実施してきた。

分収造林契約は、平成11年度に満了を迎え、立木を伐採、売却して収益を分収する予定であったが、土地所有者から、材価低迷等の当時の状況を踏まえた「引き続き県営林として管理し、優良材を育成してほしい」との強い要望があり、契約期間を60年間延長した。

こうした背景の中で、当該地域における人工林の巨木林化、複層林化等の多彩な森林づくりを実施し、また、森林施業で生産される木材を効率よく搬出・利用するため、路網整備が必要となっていた。

加えて、土地所有者から、林道の開設への強い要望があった。

	ウ　必要性 　こうしたことを踏まえ、令和元年度に学識経験者、地元関係者、自然保護団体等からなる「県営林道猿沢支線開設検討委員会」を設置し、計画の是非も含め、当該地域の森林整備を進めるための路網整備のあり方について検討した。 　検討の結果、希少動植物及び生態系保全、景観、水環境に配慮した上で、専ら林業活動に利用するための林道を開設することとなった。

1　社会経済情勢等の変化と対応

項目	計画時の状況	現在の状況
社会経済情勢等	昭和40年以降、国内の林業が安価な外国材の輸入により、産業として成り立ちづらい状況が続くとともに、林業従事者の高齢化及び後継者不足が進む等、手入れ不足による森林の荒廃が進み、森林の持つ水源かん養機能等、公益的機能の低下が懸念されていた。	当該林道が開設されたことにより、間伐等の保育業務の通勤や資材運搬にかかる労力や費用が抑えられ、より多くの整備を行えるようになった。 また、これまで搬出が困難だった間伐材の搬出が可能となった。
受益地（者）等の状況	平成11年度に分収契約を60年間延長した。 受益地内の森林面積 32ha （針葉樹21ha、広葉樹11ha）	変更なし
他の公共施設・公共事業等との関連	無し	無し
その他の項目	○シカの個体数の増加と食害の発生について 利用区域内はもともとニホンジカの個体数が低廉に保たれていたが、近年は個体数の増加に伴い、食害の発生がみられるようになってきている。	○シカの個体数の増加と食害の発生について 法面緑化等の施工箇所は、シカの食害防止のため、植生保護資材で保全している。

2　事業実施による効果について

（１）直接的効果

ア　森林整備の推進

当該林道の開設により、奥地森林へのアプローチに要する労力や資材搬入経費等、森林整備のための経費が縮減され、間伐などの森林整備が進むとともに、木材の搬出による森林資源の有効活用を図ることができる。

（ア）実績

当該林道は幅員が狭く、工事車両と木材搬出車両が交互通行しながら業務を進めることは、それぞれの業務工程に著しく影響が生じることから、利用区域内における森林整備はこれまで行っていない。

なお、開設に伴うスギやヒノキの支障木については、全数売り払いを行った。

（イ）計画

第14次県営林管理・経営計画書に基づき、開設完了後の令和11年度にスギ、ヒノキ林７haの間伐等を実施する計画である。以降、計画的に森林整備を進めていくこととしている。

令和11年度計画　スギ　　５ha（林齢43～44年生）
　　ヒノキ　２ha（林齢39～57年生）　※林齢は令和７年時点

（２）副次的効果

当該林道の開通によって、森林の手入れが行われ、豊かな自然環境が維持されることにより、観光地である箱根町の景観を守るという効果も期待される。

また、当該地域で近年増加しているニホンジカ等について、有害鳥獣駆除（町）やニホンジカ管理捕獲事業（県）のアプローチに使用可能である。

3　事業の進捗状況等

（１）事業の進捗状況及び今後の執行見込み

ア　事業の進捗状況

土工を先行して進めているが、雨の多い地理的要因に加え、粘土質な地質により降雨後の作業が困難であることから、単年度に施工できる延長が短くなり、当初の予定よりやや進捗が遅れている。なお、令和７年度末で69%となる見込みである。

イ　今後の執行見込み

工事日数を要する土工が完了した後は、進捗が高まり、計画どおり令和10年度に完成する見込みである。なお事業量は、土工のほか法面等すべての工事を完了させた区間の延長を示している。

ウ　年度別の進捗状況及び執行見込み

（単位：事業量；m、事業費；千円）

年　度		R2	R3	R4	R5	R6
計　画	事業量	0	169	169	168	169
	進捗率	0	12.5	25.0	37.5	50.0
	事業費	16,016	58,190	54,868	39,920	39,920
	進捗率	4.6	21.3	37.0	48.5	59.9
進捗状況及び今後の執行見込み	事業量	0	(332)	250	159	212
	進捗率	0	0	18.5	30.3	46.0
	事業費	16,016	58,190	54,868	39,600	39,567
	進捗率	4.6	21.3	37.0	48.4	59.7

年　度		R7	R8	R9	R10	計
計　画	事業量	*169*	*169*	*168*	*169*	*1,350*
	進捗率	*62.5*	*75.0*	*87.5*	*100*	*100*
	事業費	*39,920*	*39,920*	*39,920*	*20,000*	*348,674*
	進捗率	*71.4*	*82.8*	*94.3*	*100*	*100*
進捗状況及び今後の執行見込み	事業量	*97*	*120*	*262*	*250*	*1,350*
	進捗率	*53.2*	*62.1*	*81.5*	*100.0*	*100*
	事業費	*33,523*	*43,455*	*43,455*	*20,000*	*348,674*
	進捗率	*69.3*	*81.8*	*94.3*	*100.0*	*100*

※　進捗率は、当該年度までの累計値とする。
※　今後の執行見込みのうち、未確定部分は斜字体で記載する。
※　（　）内については、未完成延長を示す。

（２）コスト縮減の取組

路側擁壁について工法の比較検討を行い、従来採用していたコンクリートブロック積擁壁に替えて、発生土を活用できる鋼製Ｌ型擁壁を採用した。

これにより、発生土の運搬、処理費を抑えている。

（３）環境配慮への取組

当該林道の利用区域は、すべて富士箱根伊豆国立公園内（第３種特別地域）である。工事の実施に当たっては、自然公園法に規定された許可を受け実施しているほか、次の取組を行っている。

ア　支障木の利用

工事に伴い発生するスギやヒノキの支障木を資源として有効活用するため、全数売り払いを行った。

イ　景観への配慮

従来、路側擁壁は主にコンクリートブロック積擁壁を採用していたが、壁面緑化及び伐開幅が縮減でき、発生土の有効活用も図れる鋼製Ｌ型擁壁工を採用した。

ウ　二酸化炭素排出量の削減

発生土を有効活用した工法の採用や間伐材を使用することにより、従来のコンクリート擁壁やコンクリートブロック擁壁に比べ、製品の生産や運搬に伴い発生する二酸化炭素を削減した。

エ　法面保護工における自然侵入促進型植生マットの施工

外来植生の使用を避け、在来植生の遺伝的攪乱に十分配慮することとし、県で定めた「生物多様性に配慮した緑化工の推進に関する方針」に基づき、法面保護工においては、

在来植生の成長を期待し、自然侵入促進型植生マット工を実施した。

オ　法面保護工におけるニホンジカ対策

当該地域で近年増加しているニホンジカによる法面植生の被食及び踏み荒らしを避けるため、獣害対策ネットを施工した。

4　代替案の可能性（見直しが必要な場合）

事業の継続が妥当

5　総合的な評価と再評価を踏まえた対応

（1）評価結果

継続 ~~・継続(期間延長)・計画変更・休止・中止~~

（2）評価理由及び今後の対応方針

事業の進捗は概ね良好で、事業効果も十分な発現が見込まれる。

土地所有者の箱根町、小田原市大窪財産区及び小田原市早川財産区から、書面により次のとおり回答を得た。

〔箱根町〕　令和７年９月11日付け

森林管理の重要性が高まる中、管理継続のためには林道整備による現場へのアクセス向上が不可欠であり、資源活用の面からも有効と考えられることから、事業の継続を希望する。

〔小田原市大窪財産区〕　令和７年８月13日付け

森林の合理的な経営管理及び森林の持つ公益的機能の維持・促進に寄与するため、林業の基盤整備である林道整備は必要不可欠であると考える。よって事業の継続と早期開通を希望する。

〔小田原市早川財産区〕　令和７年８月13日付け

森林の合理的な経営管理及び森林の持つ公益的機能の維持・促進に寄与するため、林業の基盤整備である林道整備は必要不可欠であると考える。よって事業の継続と早期開通を希望する。

以上のことから、当該林道は、今後も県営林の管理を行う上で必要な施設であるため、事業を継続する。

費用対効果分析総括表

【　番　号　】 再３
【 事 業 名 】 林道開設事業
【地区(路線名)】 林道猿沢北支線
【 算 定 根 拠 】 「林野関係公共事業における費用対効果分析について」

◆直接的効果

◇便益（効果）額の算定◇　（単位：千円）

便益（効果）の種類	便益（効果）額（現況：R7）	便益（効果）額（当初：R2）
木材生産等便益	22,873	20,799
森林整備経費縮減等便益	320,196	333,867
災害等軽減便益	142,548	－
総　便　益　額（B）	485,617	354,666

※便益の説明

○木材生産等便益

路網整備による木材の搬出距離・経費の縮減・搬出量の増加等に係る便益。

○森林整備経費縮減等便益

林業従事者、森林管理者の歩行時間の縮減等に係る便益。

○災害等軽減便益

路網整備により災害が未然に防止される等の災害復旧経費の縮減に係る便益。

◇費用額の算定◇　（単位：千円）

区　　分	費用額（現況）	費用額（当初）
事　業　費	331,173	239,065
総　費　用　額（C）	331,173	239,065

◇費用対効果の算定◇　（現　況）　（当　初）

費用対効果 （B）／（C）	1.47	1.48

◆副次的効果（神奈川県として注目したい便益）

＜生物多様性に関する便益＞

（評　価）

林道が整備されることにより、間伐等の森林整備や治山事業による崩壊地復旧が促進され、森林の生育基盤が保全される。このことから森林内の動植物の生育環境が改善され、生物多様性の保全に資すると判断される。また、獣害対策を施した緑化により、周辺植生の遺伝的保存も図られると想定される。

（内　容）

当該事業を実施することにより、枝打ち、間伐等の森林整備も進み、林内に光が入り、下層植生が豊かになり、下草や落葉・落枝で覆われた豊かな森林土壌が形成されることにより、昆虫や動物などの生息環境が生まれ、生物多様性の保全に資する。このほか、獣害対策により、周辺植生がシカ等に被食されずに生育可能となり、遺伝的保存が図られるため、便益として評価したい。

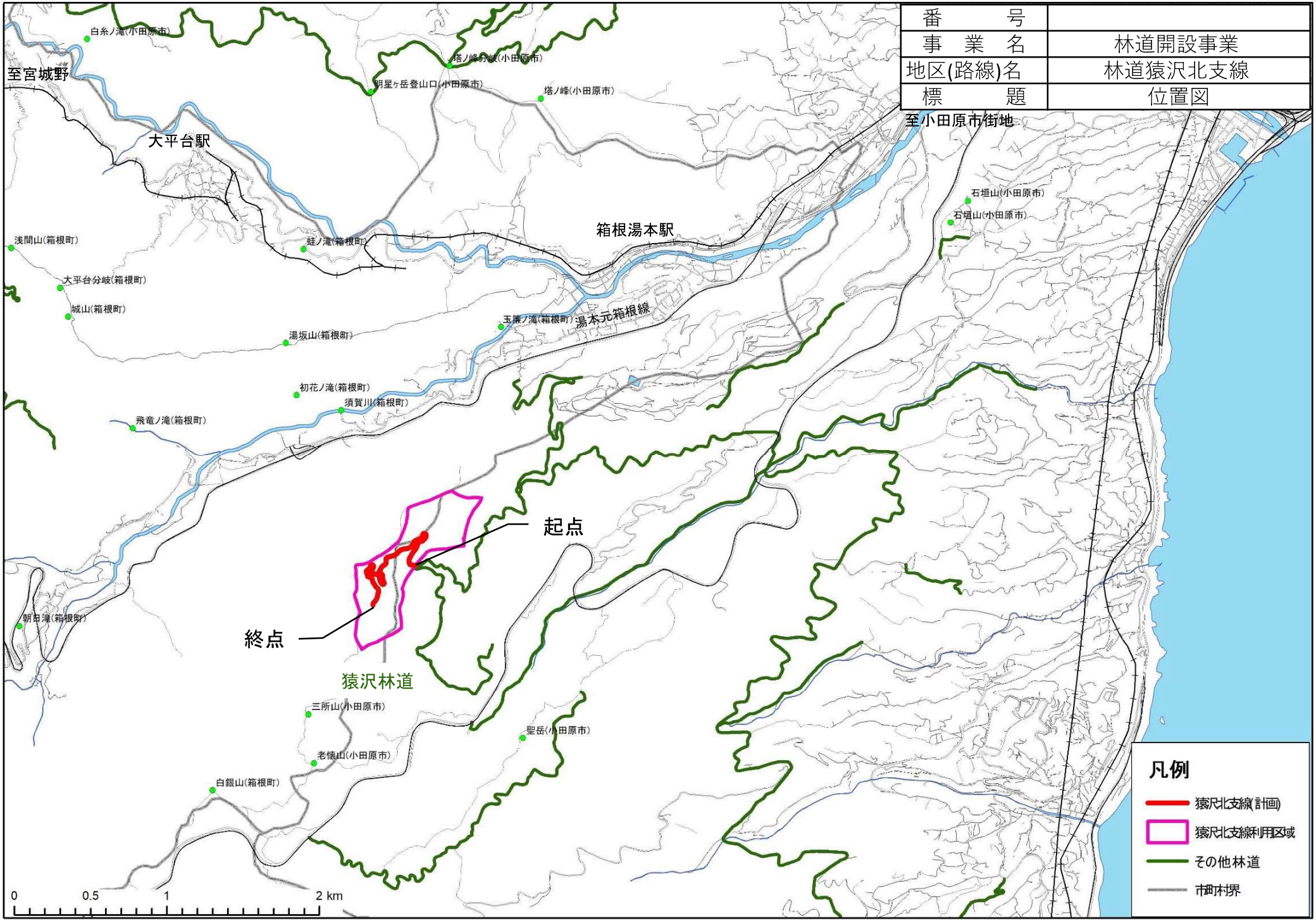
番　　号
事　業　名　林道開設事業
地区(路線)名　林道猿沢北支線
標　　題　位置図
至宮城野
至小田原市街地
大平台駅
箱根湯本駅
湯本元箱根線
白糸ノ滝(小田原市)
塔ノ峰分岐(小田原市)
明星ヶ岳登山口(小田原市)
塔ノ峰(小田原市)
石垣山(小田原市)
浅間山(箱根町)
蛙ノ滝(箱根町)
大平台分岐(箱根町)
城山(箱根町)
湯坂山(箱根町)
玉簾ノ滝(箱根町)
初花ノ滝(箱根町)
須賀川(箱根町)
飛竜ノ滝(箱根町)
朝日滝(箱根町)
起点
終点
猿沢林道
三所山(小田原市)
老懐山(小田原市)
聖岳(小田原市)
白銀山(箱根町)
0
0.5
1
2 km
凡例
猿沢北支線(計画)
猿沢北支線利用区域
その他林道
市町村界

番　　号	
事　業　名	林道開設事業
地区(路線)名	林道猿沢北支線
標　　題	平面図

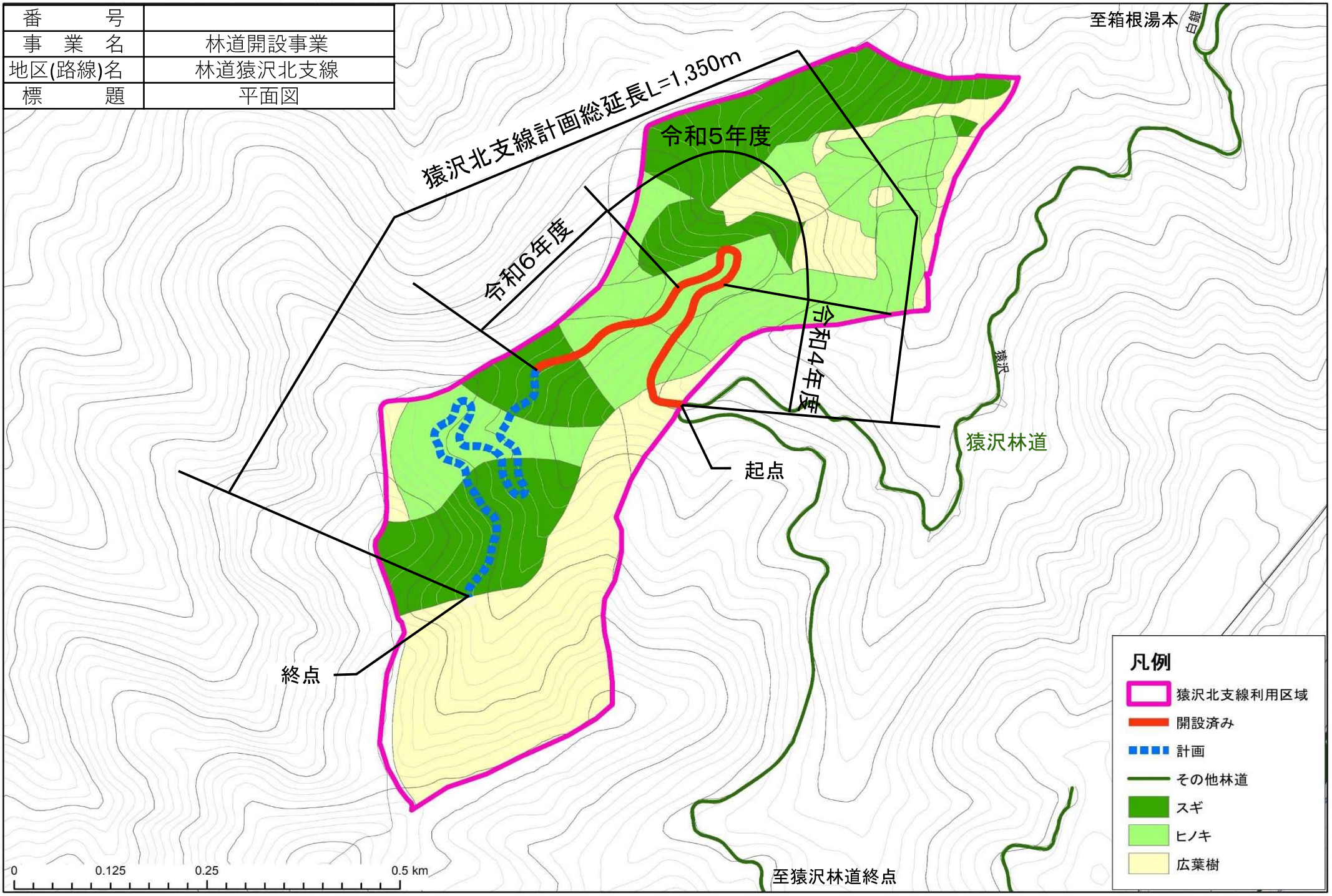

開設前（No.4付近）

開設後（No.4付近）

開設前（No.7付近）

開設後（No.7付近）

〔現況説明写真　番号　　〕

自然侵入促進型植生マット工・獣害対策ネット施工直後の様子

支障木の伐採・搬出の様子

伐採された支障木の様子

椪積された支障木の様子